

第 19 回

大阪市都市景観委員会

速 記 録

日	時	平成 17 年 9 月 30 日 (金)
		午前 10 時～正午
場	所	大阪キャッスルホテル
		6 階 白鳥の間

大阪市都市景観委員会（第19回）

1. 開催日時 平成17年9月30日（金）午前10時～正午
 2. 開催日時 大阪キャッスルホテル 6階 白鳥の間
 3. 出席者

（1）委 員（敬称略）

委 員 長	三	輪	雅	久
委員長代理	荻	原	明	則
委 員	岩	井	珠	恵
	孔			怡
	小	林	正	美
	中	原	茂	樹
	藤	本	英	子
	増	田		昇
専 門 委 員	嘉	名	光	市
	小	浦	久	子
	澤	木	昌	典

（2）市 側

	梅	村	住宅局建築指導部建築企画課長
	中	村	ゆとりとみどり振興局緑化推進部緑化課長
	寺	尾	建設局土木部企画担当課長
	平	尾	建設局管理部路政課長
	堀	尾	港湾局臨海地域活性化室開発調整担当課長代理
【計画調整局】	箕	田	局長
	北	村	計画部長
事務局（計画調整局）	井	上	開発企画部地域計画担当部長
	坊	農	開発企画部都市デザイン課長
	阿	部	開発企画部都市デザイン課長代理
	上	田	開発企画部都市デザイン課担当係長
	林		開発企画部都市デザイン課担当係長

4. 会議次第

1 開 会

2 議 題

1) 景観法を活用した大阪市の景観施策のあり方について

2) その他

①景観法活用の経過を継続議題とすることについて

②景観法活用検討部会の存続について

3 閉 会

〔配付資料〕

- ・資 料 1 景観法を活用した大阪市の景観施策のあり方について（骨子）
- 2 景観法を活用した大阪市の景観施策のあり方について（提言）

5. 議事の概要

○事務局（坊農課長）

それでは、ただいまより第19回大阪市都市景観委員会を開催させていただきたいと存じます。

私、本日の進行役を務めさせていただきます大阪市計画調整局開発企画部都市デザイン課長の坊農でございます。よろしくお願いいたします。

ただいまの委員のご出席、13名中8名の委員のご出席をいただきましたので、委員会過半数を超えまして、成立させていただいております。

傍聴の方に申し上げます。携帯電話等につきましては電源を切るか、マナーモードに設定をして、審議の妨げにならないよう、ご協力をお願いいたしたいと存じます。

それで、委員の方でございますが、本日、神野委員、田端委員、鳴海委員、槇村委員、それと渡邊委員におかれましては、所用のためご欠席という連絡をいただいております。

また、本日、景観法活用検討部会より3名の専門委員の方々にご出席をいただいております。

それでは、本委員会の開会に当たりまして、箕田計画調整局長より一言ごあいさつ申し上げます。よろしくお願いいたします。

○箕田計画調整局長

おはようございます。それでは、開催に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

委員の皆様方には本当にお忙しい中にもかかわらず、ご出席を賜りまして、大変ありがとうございます。

昨年の6月、景観法の公布があったわけですが、それ以降、きょうまで4回の景観委員会と8回の検討部会ということで、非常に短い期間でございましたんですが、熱心なご議論をいただき、本当にありがとうございます。

本日、部会から、景観法を活用した大阪市の景観施策のあり方についてということでご報告をいただきまして、委員会としての提言の取りまとめに向けてのご意見を賜りたいと、このように考えているところでございます。

本日、委員会で提言を取りまとめいただきましたなら、その内容を踏まえまして、できる限り早い時期に施策実施に反映をさせてまいりたいと、このように考えておるところでございます。

簡単でございますが、開会のごあいさつとさせていただきます。何とぞご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。

○事務局（坊農課長）

それでは、議事に入ります前に、まずお手元に配付させていただいております配付資料の確認をお願いいたします。

まず、第19回大阪市都市景観委員会議事次第でございます。それから、右肩のところに資料1と題しまして「景観法を活用した大阪市の景観施策のあり方について」（骨子）でございます。それから、右肩のところに資料2といたしまして「景観法を活用した大阪市の景観施策のあり方について」（提言）（案）でございます。

以上の2点でございます。お手元の資料で不足がございましたら、事務局にお申しつけください。

それでは、本日の議事に入らせていただきたいと思います。存じます。

それでは、前回の委員会におきまして、景観法を活用した大阪市の景観施策のあり方についてということの委員会提案ということで、3章構成で取りまとめるということについては既にご了解をいただいております。本日は、景観法を活用した大阪市の景観施策のあり方については、部会よりご報告をいただくこととなっております。

これからの議事進行につきましては、三輪委員長をお願いいたしたいと存じます。よろしくをお願いいたします。

○三輪委員長

それでは、本日の議事に入らせていただきますが、まず、それに先立ちまして、都市景観委員会運営要項3の3に基づきまして、議事録署名人として孔委員と増田委員、お二人、お願いします。よろしくお願いいたします。

それでは、議事次第に従いまして進行させていただきます。

議題の1と2がございしますが、まず議題の1からやらさせていただきます。

まず、景観法を活用した大阪市の景観施策のあり方について、景観法活用検討部会のご報告をいただくことになっておりますので、増田部会長さんから、どうぞ簡単をお願いいたします。

○増田委員

それでは、検討部会で議論を行ってきました景観施策のあり方についての取りまとめたものの概要をご報告させていただきます。

前回の委員会では、第1章の部分、景観法活用の基本的考え方はほぼご報告をさせていただきますまして、議論をいただきました。その中で、第2章、本日の審議部分でございますけれども、これを受けて少し第1章も補足、修正すべき点が残されていますという形で第1章は終えたかと思えます。第2章につきましては、本日の審議部分でございます総合的な景観施策の展開に向けてということでご報告をさせていただきたいと思えます。第3章に関しましては、美観地区制度廃止に関する対応のあり方については、これは既にこの委員会でご報告をさせていただき、合意をいただいている内容かと思えます。

資料1と2を少し対比しながら見ていただきたいというふうに思えますけれども、資料2の第2章、総合的な景観施策の展開に向けてということはトータルとしまして5節で構成をしております。

第1節目は景観法に基づく景観計画。これに関しましては、景観形成の目標と基本方針、地域特性に応じた景観計画の充実、今後の具体的な施策の進め方という形で第1節を、これは総節的な形でまとめさせていただきます。

第2節は建築物等の誘導による良好な景観形成ということで、条例でも行ってきました大規模建築物等の協議・届出あるいは大規模土木構造物の協議・届出等の内容でございます。

第3節は今回、景観法でも盛り込まれております景観資産の保全と活用ということで、法に基づく景観重要建築物・樹木制度の活用、それと今まで条例で行ってきた指定景観形成物制度の見直し等々でございます。

第4節は、これはかなり今回、市民型の景観施策の展開ということで重要な部分でございますけれども、市民・事業者・NPO等との連携・協力ということで、この①番目でございますように、住民等提案制度の活用であるとか景観協定制度的活用、それと今まで条例で行ってきたものをどう改正しながら取り組んでいくのかという部分でございます。

第5節は専門機関・専門家の活用という形で、当委員会のあり方であるとか、あるいは今後出てくる法に基づく景観指導をしていくときの専門家の活用のあり方というような形で第5節でまとめさせていただきます。

項目としましては今言いましたような第2章は5節から構成されております、大きくこれから景観施策を総合的に展開していく基本的枠組みとしては、こういう方向ではないかという形でご提案させていただきたいと。

中身に関しましてはまだ周辺の関連との整備等々のことがございまして、中身の細部に関しましてはまだ少し宿題も残っている部分であったり、あるいは詰め切っていない部分がございますので、中身の詳細についてまだ今後詰めていく必要があるかなというふうに考えております。

概要としましてはこういうことでございますけれども、詳しくは事務局の方からご報告いただければと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

(事務局説明)

○三輪委員長

ありがとうございます。ただいま専門部会の方からの作業報告という形で本日の議案の説明をやっていただいたわけでございます。

本日の議案は今ご報告いただきました分の第1章、これはほぼ前回ご審議を終えておりますが、第1章と、それから、第2章でございます。第2章は、きょう初めて見ていただく分でございます。その第2章と第1章とを並べた関係で、第1章の方で何か手を加えるべきことがあれば、きょう見ていただくということで、中心は第2章でございます。

実は、きょう、第2章、多分初めてこの会議の場に出てきた文章でございますが、それをいきなり、きょう、結論を出したいというような議題になっておりますので、ちょっとその点で若干のコメントをさせていただきたいと思ひます。

きょう、これをお諮りするタイミングについてでございますが、このたびの新しい景観法の中身をいろいろお勉強させていただきましたところ、大阪市にとりましてはやはりこの際、遅滞なくこれを活用していただくということが大事であろうというふうに考えております。そういうことで、きょう、この第2章もいきなり初めて見て結論を求めるとこのような議題でございますが、これを議題とすることに、私も委員長としてはそういう意見に賛成をいたしまして、きょう、この会議をやらせていただくということにさせていただきました。

それはどういうことかと申しますと、新しい法律では、これまでやってきました大阪市の景観条例など、あるいは関連のいろいろ景観施策などの立脚点とちょっと異なります。従来は大阪市長が必要と認めた場合はこれこれのことができるのか、これをやってよろしいとかというスタイルの仕組みでございましたけれども、今回の新しい景観法では、これは皆さんご承知のとおり、市民からの発意とか申し合わせができてきて、

それで景観と取り組みたい、そういうことが出てまいりましたら、法律でこれはちゃんとそういうものを承認する、公認する。それで、それぞれの関係の市では条例をつくって、特に大阪市でも条例をつくって、ちゃんと受け入れる仕組みを考えて、それを発展させるいろんな工夫をなささいということになってきております。

もう一つは、大阪市のことで考えますと、やはり景観計画については区域の見当をつける。それから、その中の施策の内容のめどをつける。その取り組みをしていくためには大阪市の条例をつくる必要が出てまいりまして、その中で景観計画をおつくりになるということになりますと、これは都市計画との絡みでそれをつくれということになってまいります。

それで、片一方は市条例を制定せよということでございまして、これはどちらも、私どもで例えばこれを制定なすることがよろしいとぱって言って、すぐにできるものじゃなくて、やはり議会でいろいろご審議になって、条例が制定される。都市計画決定でありますと、都市計画審議会その他のずっと所定の公聴会とか、いろいろございます。そういう所定の手順を踏んで、そして都市計画審議会の意見を聞いて都市計画決定、そういう今度はよその機関でいろいろ長い手続をやって、最終的にその成果をまとめられるというようなタイミングの関係が入っております。そういうことの絡みから、当景観委員会としては、ほぼきょうあたりの時点で、こういうことで提言をまとめさせていただいて大阪市にも申し上げないと、ちょうどいいタイミングで後の段取りが動かない。

もう一つは、新しい制度の特徴でございますが、これもご承知のとおり、従来、法律が決まります、あるいは制定される、あるいは改正されますと、それに伴ってかなり細かいことを全部つくっていただいた政令とか、それから国土交通省令とか、あるいは通達、告示、あるいは最近は技術的助言なんかがありますが、そういうものがたくさん来ます。末端のところだけを大阪市が規則か何かでお決めになれば、すぐに法令が動くというのが昔のスタイルなんでございますが、今回の新しい制度でございますと、大部分を大阪市の方で施行条例というのをおつくりになって、そして動かさなければならない。これはかなり細かな条例が必要になってまいります。

そして、もう一つは、景観計画を決めるということにつきましても、一方ではかなりその条例ができて中身が詰まってこないと景観計画が立たないというので、そのつくるべき景観計画は都市計画の一環としてこれをつくれというようなことに、そういう仕組みになっておりますので、言いかえますと、ちょっと性質の違うことを同時に作業を進

めなければならぬということになってまいります。

もう一つの課題としては、大阪市が従来から景観施策をお持ちでございまして、景観条例もありますし、それから、ほかの行政分野との連携ができておりまして、一定の蓄積をお持ちでございます。今回、新しい景観法に基づく施行条例で新しく条例をつくる部分と、それから従来おやりになっていた景観条例での従来から経験を積んでこられたそれをうまくすりあわせして、もっとやっぱり一段といいものにしようというようなことで、それを融合して一体の新しい大阪市景観条例というのを組み立てる必要が出てくる。

そういうことの要するに現実の要請がございまして、それからタイミングの縛りのかかった事柄がたくさんございますので、いささか唐突ではございますけれども、きょう初めて見ていただいた例えば第2章なんかも、できましたら、きょうで、この委員会としては結論をいただければ大変幸いだということ。そういうふうな事情とそういう性質の議題でございます。

それで、前回見ていただきました第1章の分のポイントは先ほど骨子のところで事務局からの説明もございましたけれども、景観法を有効に的確に活用させてもらいましょう。それから、そのときに市域の全域を対象にして組み立てをしましょう。それから、もう一つ、新しい条例と古い条例と、これをうまくつないで一本の景観条例につくっていきましょうというようなことの筋でございまして、これはほぼ前回ご同意いただいた分でございます。

骨子の第2章の部分がきょう初めて見ていただく、具体的に大阪で新しい条例の仕組みを組み立て、それから新しい景観計画を想定し、それから市民から出てまいりますいろんな要求もございましょうし、市民の発意あるいは申し合わせというようなものをベースにした景観づくり、そういうものを受けとめながら、具体的にはどこから何をしたらいいか、その入り口はどの辺であろうかというようなところをまとめたのが第2章だというふうに考えていただきたいと思うわけでございます。

それで、先ほど部会長のお話もございました。節が5つございまして、その中に①、②、③、具体的なこれは作業項目が並んでいるというふうに見ていただきたいんですが、こういう作業項目を一応全部拾い上げて並べてみた。これだけのことを今からこなさなければならぬんだということの展望を、言うなら見取り図をきょう確かめて、要するに大阪市の方ではこの見取り図の中の項目を一つずつあるいは同時につぶし

ていくという、それで中身に入って具体的な条例の組み立てなり景観計画のやっぱり立ち上げでありますとか、それから市民から出てくるいろんな市民参画なり市民の発意というものの受け入れ方を、体制を準備する、そういう作業を進めていかれるということになるわけでございます。

その時の手がかりになるこの項目については、およそこういうことを考えて、こっちへ向いていきたいんだという方向づけのおよそのところは大体、これは専門委員の先生方にはたくさん、これはもう大変に汗をかいていただいて、つくってきたわけでございます。

そういうことで、きょうは、要するに具体的に先へ進むための見取り図としてこういうものでどうだろうかという、そういうことのご判断をいただき、それから、そこに具体的に書いてあることで全然見当違いじゃないかというのがあれば、それはそれでご指摘いただいて結構でございます。それから、もうちょっと何とかならないかというあたりのご意見もあろうかと思いますが、要するに、きょうは、ここで見取り図としてこれによろしいかどうかというところに重点を置いて見ていただければ、これは多分、議題提案者としては大変幸せなんじゃないかと思います。きょうの会議はそういうことでやらせていただきたいと思いますので、何分よろしく願いいたします。

ちょっと長くなりましたけれども、前置きはそのぐらいにいたしまして、それでは具体的に第2章を中心にいろいろご意見を承りたいと思います。どなたからでも結構でございます。どうぞ。

○藤本委員

今回の基本的に出されました骨子につきましては私思うところがございますので、共鳴いたしますし、このまま頑張って進めていただきたいと思いますと思っております。

ちょっと気になるところがございましたので、言葉の問題なんですけれども、発言させていただきます。

提言の方で、第1章、第3節の項目が「総合的な景観施策の展開に向けて」という言葉になっています。第2章のタイトルも「総合的な景観施策の展開に向けて」というふうに同じタイトルになっておりますのがちょっとわかりにくいのではないかというふうに思います。

内容を見せていただきますと、第1章の方の第3節につきましては、文章の中にもあるんですけれども、「景観施策体系の再構成を図る」とか何か、そういう再構成につい

てとか、景観施策体系のことをここでまとめられているのではないかと思いますので、そういうタイトルにさせていただいてですね。

では第2章の方はこれでいいかということをちょっと考えましたら、第1章、第2章、第3章の見出しがですね、「考え方」が第1章、「あり方」が第3章の終わり方なんですけれども、これでいくと第2章は「向けての取り組み」ぐらいの感じにしてもいいのかなというふうに思いますので、またご検討をお願いできたらと思います。

以上です。

○三輪委員長

ありがとうございました。具体的にどうもやっていただいて、ありがとうございます。

これは、実は、作業がずっと、いろいろかなりハードな作業日程をこなしてきておりました、第2章の文章ができ上がったのがきのうなのでございます。ですから、まだ本当のところ、第1章、第2章、ずっと通して読んでいないということなんで、いろいろそういう、今ご指摘のようなことが、ちぐはぐが出てまいりますので、これはまたご指摘の、ご注意の趣旨で見直して、全部ちゃんと通りのいいものに直していくように。掲げている内容は変えるつもりじゃございませんけども、ちゃんとした文章に仕立てることは、これは事務局の方に命じてやっていってもらうことにいたしますので。どうぞまたいろいろ具体的なご指摘があれば、ご注意いただければと思います。

何か先生、ございますか。

○小林委員

今回の景観法を大阪市が市全域に及ぼすような形で取り入れるというのは私はとても英断というか、都市計画法をやっていく上で、ともすると、それより上位の判断を求めなければいけない部分がとても景観法の中には大きく出てきているので、それがまずしておかなければどうにもならないなんてことでも賛成です。

それから、きょう、第2章、ここで一番いろんなものが出てきていることで2点、私はずっと前から気になっていたことがあったんですけど、1つは、6ページ、そこに「景観資産の」という言葉がありますね。この景観の資産という言葉、これは法律用語としてちゃんとデフィニションを皆さんがもう一斉に決めたのかどうかというのがとても気にはなっています。

ですから、この景観資産という言葉を使う場合のことと、第3節の②のところでは景観資源という言葉がもう一つ出てきているんですけど、従前は私ら景観資源の話をして

いたので余り問題なかったんですけど、ここで「資産」という言葉を使いますと、これはアセットとなると所有者がはっきり出てきます。そして、それについて財産権の問題があるので、それに対して規制をかけていくということをどういう根拠でやるかということが、いわゆる景観法の国法としてのところでは国民共通の資産という、これは1ページ目の「景観法活用の目的」のところ「『国民共通の資産』としてその公共性を認め」、これを根拠にしてやっているわけですから、「資産」となると、どういう扱いをするか。

その中で特に、また6ページに戻りますけど、「景観重要建造物・樹木制度の活用」、ここにおいて「所有者の意見を尊重して指定するべきである。」。これは非常にあいまいなことなんですけれど、所有者がこの権利をある意味では国に委譲するというような背景がないと、この資産を自分で勝手に切ったりすることはいつでもできるわけで、結局、全然保全はできないというのが今までも起っているし、これからも起こるわけです。ここは「市長が認めるものを」というところで許認可の責任者がはっきり出ていますね。そこのところと、だから、市長はここで「指定を」、意見だけ聞いて、自分で決断すれば、その財産権をある程度制約するということがはっきりできるということを確認、例えば「しましょう」。「するべきである。」というのはだれが言っているのかなというのがよくわからなかったんですけど、この問題が必ず後で出てくると思います。

同じように、7ページ目の「住民等提案制度の活用」のところ、もともと住民・市民参加というのが行政のやる執行の中にも決定の段階があることに参画できるということで景観法もなっているわけなんですけれど、ここで「提案制度を積極的に活用するべきである。」というのは市長がすべきであるというふうになっているのか。だれがこれを活用するのかがよくわからないということと。

ここで先ほどの市長と住民との間が、リンケージが明確にされていないので、住民は言っても結局どうにもならなかった。建物はどんどんつくられるし、木は切り倒される。そこら辺が、はっきり言えば、最初に言いました、国民の財産でいくと、国の財産ということになるんですけど、そこに明確に所有者が、ある意味では財産権の譲渡というような考え方と私は同じと思っているんですけど、それを明言した場合には後世に至るまで国の財産として守ってもらえる。

そこが一つの今回の筋を国が決めた流れであるなと思っているので、用語の使い方だけはわかるようにしておいて、どこで私権の制限、財産権の制限がはっきりと決定行為

として指定されてくるのかというところは明確にしておかないと、一生懸命やっても、だれも言うことを聞かなくて、責任をだれも負わないというところが、どうしても法律体系の中では出てしまう構造になっていますので、具体的な条例をつくるときには、そのすき間を埋められるような形にしておいてほしいと思います。

○三輪委員長

ありがとうございました。貴重なご意見として承っております。

ほかの委員さんあるいは専門委員の方で特にご発言あれば、どうぞ。専門委員の方も初めてきょうはこれを見ていただいたんだと思いますから、どうぞ。

○荏原委員

よろしいか。ただ単に単語の問題ですので、ちょっとこういうことだというふうに思うんですけども、資料1の2の⑤の部分と、それから同じように資料2の方の7ページの部分です。「専門機関・専門家の活用」というところで「景観法を的確かつ効果的に活用・運用する」というふうに書いてあるんですけども、今回この文章を拝見いたしますと、多分これは景観法だけじゃなくて景観法を含んだ市の景観施策全体の運用・活用でしょうから、この辺を広くしておかないと、この委員会はほとんど動けないものですから、この点はぜひお考えいただきたいと思っています。

同じような文章が8ページの方にございますが、多分これは全部、景観法だけじゃなくて景観法を含めた景観施策全体というふうに思います。

○三輪委員長

ありがとうございました。ここですね。

ほかに何かございませんでしょうか。どうぞご遠慮なくおっしゃっていただきたいと思いますが。

○荏原委員

よろしいですか。さっき小林先生がおっしゃった点について私の見解を少しだけですけども、昔から財産権に関しましては、個々に積極的、消極的と申しまししょうか、国民の生命や財産、健康やその他を守るために規制するという場合についてと、それから、そうじゃなくて積極的に福祉目的のためという場合を区別してやってきましたけども、最近はその二分論がどうもおかしいという話になって、結局、どういうふうにやっても両方あるわけです。

すると、その両面をどう考えてやるかということになってきますと、先ほど先生がお

っしゃったように、国民の財産といえば公共性、もしくは多分、国民との関係を考えて、その規制に関して、規制をするから、いつも一般的に財産権規制だから補償したというふうに考えるわけじゃなくなってきた、今回の話が、実は景観法自体がよくわからないんですけども、景観法による権利規制も必ずしも全面的にいつもいつも100%補償が必要というふうに考えなくてもいいというふうに私は考えています。そう考えてきますと一定の権利規制があり得るかなと思ってはいますが、その点は、後ほど規制をする際に従前型の補償をきちんとしたものか。それから、もう一つは同意を前提とするか。その辺を少し検討して考えるというふうに考えています。

その辺、ちょっとまた多分、中原先生がご専門かもしれませんが、財産権規制というのは従来型の消極方針、積極の規定、二分して、そして補償しろという、そういう概念自体が少しずつ来てきますので、その辺が今回うまくいけばというふうに考えます。だから、これは大きい問題ですんで、ぜひまたご研究いただければと思います。

以上です。

○三輪委員長

どうぞ。

○小林委員

先ほど6ページ、このところで樹木とか建物の指定のときに、「歴史的又は文化的に価値が高い」、こういうものは重要文化財とか国がもう全部指定してきている。それを文化財、財産として守ることはお金を出して国はやってくれるんですけど、この中で市民が自分らでこれを残したいという、こっちから出てくる、いわゆる日本の歴史とは関係なくて、自分らが育ててきた、国立市とか、そういうところで行われている訴訟もみんなそういうことになっているはずです。

それを今回、住民の方が提案してきたときに、それをちゃんとその人たちのものであって、なおかつ、それはみんなのもので、国はそれを守らなければいけないというふうにならない限り、結局、財産権のところでもいつも問題が起きている。そうすると、高速道路の土地収用の話と同じような問題としてここら辺で扱えることができないので、国のものであれば確実に守れるというのが今の日本の法律の中でよき景観を守るという、国民的財産である。それをみんなが、大阪市がこれは国民的財産であるということを市長も認めてやれば、かなり強力な景観保全施策が実行できるだろう。ですから、余り個人のものにしないで、みんな、みんなのものにしましょうよという運動をすることが

唯一この景観法を本当に刀として使えるようになるというのが私の考えです。

○三輪委員長

ありがとうございました。

どうぞ。

○中原委員

私も関連してはすけれども、先ほど小林先生からご指摘がございました景観資産という言葉についてなんですが、景観法では第2条第1項で良好な景観は国民共通の資産として整備及び保全が図られなければならないという条文がありまして、ここで言っている意味で使っているとすると国民共通の資産であるということで、むしろそちらの方に重点があるというとらえ方もできるかと思うんです。確かにこの景観資産という言葉の意味が必ずしもはっきりしないので、ここは明確にしておく必要があると思います。

それから、もう一つ、やはり小林先生がご指摘になった第3節の①、6ページのところですけれども、景観重要建造物について「市長が認めるものを対象に、所有者の意見を尊重して指定するべきである。」とされているんです。これも景観法の第19条第2項では所有者の意見を聞かなければならないというふうにされているんですけれども、必ずしも意見を尊重するとはされていないので、やはりこの趣旨が、尊重という意味なんですけれども、必ず同意を得なければいけないということなのかどうか。景観法はそこまで要求していませんので、ここでこういう景観法とはやや違う表現をしていることがどういう意味なのかというのはやはり明確にしておく必要があるんじゃないかというふうに思いました。

以上です。

○三輪委員長

ご指摘ありがとうございました。

ほかの委員さん、何か。増田先生、何かコメントございましょうか。よろしいですか。

専門委員の先生、何かございませんか。よろしゅうございますか。どうぞ。

○澤木専門委員

5ページの第2章の第1節、①なんですけれども、「景観形成の目標と基本方針」という一番大きなテーマについての記述なんですけど、ここについては2つ目の段落に、当面はこれまでの市条例に基づく基本計画と、それから景観形成地域における目標、基本方針を参考に定めるというふうに書いているんですけど、その後、この大きな方針をどう

していったらいいのかという方向の提案がないなという感じがしているんですね。②番の方には地域特性を加味して地域ごとのもう少し詳細化を図っていくという方向性は示されているんですが、市全体の景観形成の方針を見直すべきである、あるいは景観法というものを使えるようになった後でもっと積極的にどうしていくかという、その大きな方針のところの辺の記述が抜けているのではないかなという気がしました。

それと、7ページの第5節のところ「専門機関・専門家の活用」で①に当都市景観委員会の活用というのがあるんですが、ここは自分、委員会がみずからの委員会の役割についてどこまで見込んで書けるのかという何か手前みそみたいなところもあるんですが、ここにもう少し今言ったような大阪市全体の方針もこういう場で議論できるような話とか。

それから、第4節で新たに出てきている「市民・事業者・NPO等との連携・協力」、こういったあたりの具体的な方策についてもこの景観委員会で議論できるように、項目を少し加えていただけたらなということを思っています。

以上、2点。

○三輪委員長

多少具体的に、どこをどういう文言で加えるとか削るとか、何かそういうご提案はありますか。

○澤木専門委員

まだ……。

○小浦専門委員

澤木先生に関連して、私も同じように第2章の第1節のところは気になっていたのですが、方針のところ「目標や基本方針を参考に」と書いてあるんですけども、やっぱり一応、景観計画をつくるに当たっては今後の景観形成の目標、方針というのはある程度きっちり示す。それは具体的に示すという方法も一つありますが、どういうふうに進めていくかということを示すというのも一つの方向だと思うんですね。

それは景観計画のつくり方においても認められていることですので、ですから、ここは私の感じとしては、「総合的な景観施策を進めるに当たって、これまでの景観形成基本計画の趣旨を継承発展させる方向で」何たらかんたらみたいな感じでですね。余り参考とか当面という言葉じゃなくて、そうやって今後、地域に応じた景観計画の充実を順次進めていくとかという、そういう方針をちゃんと景観計画に書いておけば、いいん

だと思うんですね。何も具体的にこうする、ああするという像を全部書くのが方針とか目標の書き方とは限らないと思いますので、そういうのが一つあるんじゃないかなというふうに思っています。

それから、住民提案の問題はすごく結構大きいというか、要するに全域をかけたときに住民提案が景観計画を提案できることになっていますよね。ですから、全体をかけるのと、全体がかかったと思われるんじゃなくて、自分たちがまたその中を区分して景観計画をつくっていける、提案していけるというような、そういうことがわかるようなことを少し書いておいてもいいのかなという気がしました。そうすることによって、先ほど小林先生がおっしゃっていた、どちらがするのみたいなところが少しは委員会提言としてもわかりやすくなるのではないかというふうな気がします。

○三輪委員長

ありがとうございます。今の7ページの例えば①、②あたり、その辺を加筆せよという、そういう理解でよろしいですか。

○増田委員

特に第4節の①のところですね、「住民等提案制度の活用」。

○三輪委員長

そう、第4節の①。

○小浦専門委員

ただ、第2章の第2節、第3節というのが、どちらかというところ、こういう仕組みを使っていきたいと思いますという意見で、中身は余りこの段階で書いていませんよね、今回、きょう出していただいた部分については。だから、それをどこまで書くかというのは、全体のバランスの中で必要なところを確認していく作業が少し要るのかなという気はいたします。

○三輪委員長

というのは、きょうはこれでいいかなということ、もっと先でいきたいと思いますというお話につながりますか。それとも……。

○小浦専門委員

どうしたらいいんでしょう。

○三輪委員長

いや、それはどちらか決めてください。要するに、提案という一つ独立で文章として

出しますんで、間に合うように、ここを直しておけとおっしゃるなら、直します。

○小浦専門委員

であれば、難しいですね。今これは印象なんですけど、今の第2章の第2節、第3節というのは、どちらかというと、景観法の中、基本的なことが書かれたりとか、大阪市がこれまでやってきた基本的なことの確認だと思うんですね。それはすごく重要なことで、これを継承する、ちゃんとやりましょうということだと思うんですが、その中で特に大阪市として注意したい、例えば、さっき出た住民提案とか、あるいは協議会の使い方とか、何かもう少し特徴を出したいというところを確認した上で、そこはちょっと書いておくのかなというようなバランスではないかと思います。その辺については今すぐ具体案が出ません。すみません。

○三輪委員長

そういうご提案なんですけど、7ページの第4節の①、②、特に①あたりかなと思いますが、少し今のようなご趣旨で補筆をして、書きますか。間に合うと、時間はあると思いますけど。

どうぞ。

○小林委員

余り言わないつもりだったんだけど、やっぱり言っていきます。私は大阪市の景観は市民がつくるべきであると、よい景観はこれからは市民がつくっていくべきだというスタンドポイントを持ちたいと思って、この景観委員会に入ってきています。ですから、今回、景観法ができて住民提案制度のときに、単に積極的に活用すべきじゃなくて、市民が主体的になって、そうやって出してきたものは市長は必ず受けて、それをもって景観資産としていくかどうかの決定行為をきちっとやりなさいというのが委員会としての提言だと思うんです。ですから、その前段として、市民との連携とか協力というんじゃないで、本来、主体は市民であって、行政はその最も基本的な人権、人間の権利として市民の請求権をもってやるべき行政行為をやりなさいというのが法の筋だとは私は思っているんです。

いつも法律を見ると主体がだれなのかわからなくて、だれがだれのためにやることなのかというところをもう一回整理し始めると、結局、大阪市の市民が住民という形で、ある樹木なり景観を守りたいとかよくしていきたい、特に天然記念物も国宝もない、だけど自分らはそれをよい方向に持っていきたいんだという、何もないところから始めて

もよい景観がつかれるという制度を今回つくれるチャンスなので、市全域を対象にして、その住民がみずからその地域をきれいに、みんなで守っていききたい、けど大きな建物ができてしまったり、土地が買われて、全部森が消えてしまう、そのときに何とかしてくださいといったときに、大阪市なら、それはみんなが守ってあげられますよということが言える市にしてほしいというのが基本的な望みです。

○三輪委員長

ありがとうございます。今この場での具体的な修正加筆というんでなくて、一遍私、委員会の委員長ですから、委員長と代理と、それから部会長とで3人、そういう趣旨のね、これをどの程度これに入れ込むかというあたりをちょっと相談させていただきますんで。

今おっしゃったような形でやると、一遍全部消して全部書き直すようなことになっても、これは大ごとなんで、一遍こちらで預からせてください。

○小林委員

そういう考え方もあったということで聞いていただけたら。

○三輪委員長

はい。

今、小浦専門委員のお話も……。はい。

○事務局（井上部長）

今、小林先生がおっしゃっていただいた住民提案制度のところも、もちろん法律の方には、提案が行われた場合、提案に係る事務の処理に要する期間については具体的に限られていないというような表現があるようですが、事務処理を遅滞なく行うこととされていること、これが第12条——を踏まえながら適切に当該事務の処理を行うべきという方向が出ています。また、こういう面も今、専門部会の方でも先生方のご指導をいただきながら、その辺、どういう状況までを先生もできるかという場面も踏まえて、もちろん先生のご意見等をお聞きしながら対応したいと思います。

○三輪委員長

はい。

○北村計画調整局計画部長

計画調整局の計画部長の北村でございます。ちょっと私の立場の、市の都市計画審議会の方を預かっておる立場として、先ほど来、小林委員なり中原委員、荏原委員の方か

らご指摘があった財産権の問題というのは非常に気になるところでございまして、恐らく景観委員会の方からこういうご提案をいただいた後、冒頭、三輪委員長の方からも私どもの置かれています今、タイミング的な事情もるご説明いただいたんですけども、今後、条例化ということの中で、どういう文言で、市長が憲法、景観法に違反しない範囲で市長の権限がどう整理されるかは非常に大きな問題で、私ども頭の悩ましい問題でございまして。

確かに住民提案のことに关しましては、本来、大阪市の景観というのは、行政の責任がない、役割がないとは申しませんが、市民の方が守るべきというまず一つの原点があって、そこに行政がどういう応援、支援をさせて、ちょっとおこがましい言い方で申しわけございませんけども、そういうのが一つのルールかなというふうに思っています。

ただ、その市民の方がと言われたときに、250万人を超える市民の方がおられる場の中で、どれが本当の資産であるか。確かに資源という言い方は、これは客観的に見た評価としての資源とはできますけども、資源ということになると、それを売り買いできる部分やととらえると非常に難しい問題もはらんでまいります。その辺、そうして市長がどこまで権限を持つことができる条例ができるのか、また、その条例を施行したときに例えば、これは当然出てくるわけなんですけども、紛争という形で市民の方のいろんなことが出てきますので、その紛争をどう処理していくんかということも含めて、まだ私ども検討の過程でございまして、その辺いろいろ先生方のご意見をまた別途ちょっと賜ることもあるかと思っておりますので、そのときはよろしくお願ひしたいなと思っております。

ちょっと水を差すようなことを申し上げて申しわけありませんけど、よろしくお願ひいたします。

○三輪委員長

ありがとうございました。

ほかに何か特にご発言ございませんでしょうか。

もしないようでしたら、いろいろご注意、ご指摘いただきました事柄は一遍、委員長と委員長代理と部会長と3人で整理をさせていただいて、今回の提言に載せる部分と、それから将来への参考にさせていただく部分と仕分けをして、とにかく文章としては、きょう見ていただきましたこれを中心にして、テニオハなどを整えたり、それから表題なり何かの重複なり、未整理の部分は整えたものを市の方へお出しするとい

うことにさせていただきたいと思います。そういうことでよろしゅうございましょうか。
ありがとうございました。それでは、この提言につきましての審議は、これで終わらせていただきます。

続きまして、その他事項に関して事務局からご発言をお願いします。

○事務局（坊農課長）

引き続きまして、その他のことについてご説明させていただきます。

本日もご議論いただいておりますが、この景観法活用の経過につきまして継続議題とさせていただきたいということでございます。それと、当然、この景観委員会にいろいろ今回も専門部会よりご報告をいただいておりますが、景観法の活用検討部会につきましても今後存続をさせていただきまして、引き続きいろいろなこれからの課題についてもまたご議論をさせていただきたいということで存続をさせていただきたいということの2つ提案させていただきたいと思います。そういうことでございます。

○三輪委員長

ありがとうございました。専門部会の先生方はまた引き続きいろいろお知恵を拝借したいんで、よろしく願いいたします。

今回のこれをまとめるについては随分精力的にいろいろお知恵を拝借しましたが、どうもありがとうございました。お礼を申し上げます。

以上で本日の予定の議題が全部終わりましたので、これで閉会でございます。

何か特にご発言なぞございませんでしょうか。事務局から何かありますか。もう全部……。

○事務局（坊農課長）

はい。今後ともまたよろしく願いしたいと思います。

○三輪委員長

それでは、一応全部本日の予定の案件が終了いたしましたので、これで閉会させていただきます。長時間どうもありがとうございました。

○事務局（坊農課長）

どうもありがとうございました。本日、長時間、熱心なご審議、貴重なご意見をいただきまして、ありがとうございました。本日検討いただいた、一致したご意見も踏まえまして、委員長、それから委員長代理、部会長等の指示に基づきまして、早急に作業を重ねていきたいと存じます。

これもちまして本日の委員会を閉会とさせていただきます。どうもありがとうございました。